

別紙3（特別型国営事業計画償還助成事業に係る運用）

第1 対象地区

要綱第8の1の負担金の償還が困難となっている特別型国営土地改良事業地区とは、次の各号のいずれかに該当する地区とする。

- 1 国営土地改良事業負担金計画償還措置実施要領（昭和62年8月21日付け62構改B第1133号構造改善局長通知。以下「計画償還実施要領」という。）第2の（1）に該当し、同要領第6に定める支払い方法の特例の措置を講ずる地区で農村振興局長が承認した地区
- 2 平成元年3月31日以前に負担金の支払いを開始した特別型国営土地改良事業地区であって、受益者の負担金等が、計画償還実施要領第2の（1）に該当する地区よりも著しく増嵩しているため負担金の円滑な償還が困難となっている地区
- 3 1及び2の地区以外の特別型国営土地改良事業地区であって、計画償還実施要領第2の（1）に該当する地区

第2 償還計画の策定

- 1 都道府県知事は第1の1に該当する地区について、特別型国営事業計画償還助成事業（以下「計画償還助成事業」という。）を適用する場合は、当該事業に係る償還計画を策定するものとする。
- 2 都道府県知事は第1の2及び3に該当する地区について、計画償還実施要領に準じて償還計画を策定し、農村振興局長の承認を得るものとする。
- 3 都道府県知事は1又は2の償還計画の策定に当たっては、計画償還助成事業助成金の交付等を行う年度の前年度の1月末日までに当該計画を農村振興局長に提出する。

第3 対象地区の指定

農村振興局長は第1に該当する地区について、計画償還助成事業を適用することが適当と認めた場合は、計画償還実施要領第3に基づき都道府県が策定した償還計画（第2の2において策定する場合を含む。）を承認し、併せて計画償還助成事業の対象としての指定を別記様式第1号により行うものとする。

第4 承認及び指定の通知

- 1 農村振興局長は第2の2の承認及び第3の指定をした場合には別記様式第2号により、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）及び要綱第2の公募団体（以下同じ。）に通知するものとする。
- 2 1の通知を受けた地方農政局長等はその旨を別記様式第3号により、関係都道府県知事に送付するものとする。
- 3 2の通知を受けた都道府県知事は、対象地区の負担金の支払いを行う土地改良区又は市町村に対し計画償還助成事業の償還計画の承認及び指定を受けた旨を別記様式第4号により通知するものとする。

第5 助成金の額

計画償還助成事業の助成金の額は、次に掲げるいずれかとし、土地改良区又は市町村がいずれによる助成を受けるかについて、あらかじめ選択するものとする。ただし、2の助成の方法を選択した場合は、選択した年度以降に助成の方法を変更することは認められない。

- 1 土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第52条の2第2項の規定に基づき農林水産大臣が定めた利率（以下「償還利率」という。）による各年度の償還額から、利率を4パーセントとした場合の各年度の償還額を控除した額以内
- 2 償還利率による各年度の償還額から、利率を株式会社日本政策金融公庫が定める農業基盤整備資金の一般補助事業（国、都道府県及び独立行政法人水資源機構以外の者が行う事業をいう。）の貸付利率を基に算出した利率（以下「基準金利」という。）とした場合の各年度の償還額を控除した額

第6 助成金の交付

- 1 要綱第8の5の（2）の申請は、別記様式第5号により行うものとする。
- 2 要綱第8の5の（3）において公募団体は、送付された申請書及び関係書類を農村振興局長からの通知と照合することにより適否の決定を行うものとする。
- 3 要綱第8の7の（1）の納付金は、土地改良区又は市町村が第5の2の助成を選択した場合において、基準金利が償還利率を上回る年度に納付するものとし、その額は当該年度の残償還額に基準金利と償還利率の差を乗じて得た額とする。

第7 償還計画の変更

- 1 償還計画の変更及びその通知は、第2及び第4に準じて行うものとする。
- 2 第5の2の助成の方法を選択した地区においては、基準金利の変更された年度ごとに償還計画を変更するものとする。

第8 その他

要綱第19に基づく計画償還助成事業の実績の報告については、別記様式第6号によるものとする。

別記様式第 1 号

番 号
年 月 日

〇 〇 知 事 殿

農林水産省農村振興局長

国営土地改良事業〇〇地区の特別型国営事業計画償還助成事業の償還計画の承認及び地区指定について

本地区については、農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年〇月〇日付け22農振第0000号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）別紙3の第2に基づき策定された償還計画を承認し、特別型国営事業計画償還助成事業の地区として指定する。
助成金の額は要領別紙3の第5の1（又は2）に基づき算定した額とする。

別記様式第 2 号

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿
公募団体の長 殿

※2
（農林水産省）農村振興局長

国営土地改良事業〇〇地区の特別型国営事業計画償還助成事業の償還計画の承認及び地区指定について

このことについて、※1（別添）※2（別紙写し）のとおり農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年〇月〇日付け22農振第0000号農林水産省農村振興局長通知。以下「要領」という。）別紙3の第2に基づき策定された償還計画を承認し、特別型国営事業計画償還助成事業の地区として指定したので通知する。

助成金の額は要領別紙3の第5の1（又は2）に基づき算定した額とする。

※1（なお、別添については〇〇知事へ貴職から送付されたい。）

※1は、地方農政局長等あての場合に記入する。

※2は、公募団体の長あての場合に記入する。

別記様式第3号

番 号
年 月 日

〇 〇 知 事 殿

地方農政局長等

国営土地改良事業〇〇地区の特別型国営事業計画償還助成事業償還計画の承認及びの地区指定について

このことについて、別添のとおり農林水産省農村振興局長から特別型国営事業計画償還助成事業の償還計画の承認及び、地区指定があったので送付する。

別記様式第4号

番 号
年 月 日

〇〇土地改良区理事長〇〇 殿
又 は
〇 〇 市 町 村 長 〇 〇 殿

〇 〇 知 事

国営土地改良事業〇〇地区の特別型国営事業計画償還助成事業の償還計画の承認及び地区指定について

このことについて、別紙写しのとおり農林水産省〇〇農政局長から計画償還助成事業についての償還計画の承認及び地区指定があったので連絡する。

別記様式第5号

特別型国営事業計画償還助成事業交付申請書

公募団体の長 殿

〇〇土地改良区理事長〇〇

又は
〇 〇 市 町 村 長 〇 〇

国営土地改良事業〇〇地区について、特別型国営事業負担金計画償還助成事業の助成金を農家負担金軽減支援対策事業実施要領（平成23年〇月〇日付け22農振第0000号農林水産省農村振興局長通知）別紙3の第5の1（又は2）に基づく額で交付を行われたく、関係資料を添付して申請する。

記

1. 特別型国営事業計画償還助成事業の地区指定の通知書（別記様式第1号と4号の写し）
2. 償還計画書

別記様式第6号

平成 年度特別型国営事業計画償還助成事業実績報告書

1. 平成 年度特別型国営事業計画償還助成事業指定状況

	新 規	継 続			全 体
		継 続	変 更	完了予定	
地 区 名					
地 区 数					

2. 平成 年度特別型国営事業計画償還助成事業実施状況

事 業 地 区	償 還 額 (千円)	未償還残元金 (千円)	償 還 利 率 (%)	助 成 額 (千円)